

1 計画改定の目的

本計画は、茨城西南地方広域市町村圏事務組合が取り組む消防施設の再配置について、当初計画(平成21年策定)では十分な考慮がなかった水害リスクに対応するとともに、消防を取り巻く社会情勢の変化に適応する持続可能な消防体制づくりの観点から、当初計画を見直し(改定)するものである。

なお、本計画に基づく再配置事業は、現在の消防施設が抱える老朽化や狭隘化、耐震強度不足などの課題解決に努めながら進めていくこととする。

2 計画改定に至った経緯

(1) 当初計画(平成21年)策定の経緯

当時、当組合が設置する消防施設は18施設あり、このうち17施設は昭和42年から昭和56年までに集中的に建設した施設であるため、いずれも老朽化や耐震強度不足、狭隘化などが一様に顕在化し、消防庁舎の建替え等が大きな課題となった。

このため、当組合では平成20年に学識経験者を含む20名の委員で構成する「消防施設再配置計画審議会」を設置し、関係市町の厳しい財政状況のもと費用対効果の観点から、広域管内を1つの市と捉え、市街地・準市街地の人口分布等に基づき施設を統廃合し、1施設の充実強化を図ることを検討課題に掲げ、審議会に対して再配置計画の検討を諮問した。翌年、審議会から答申があり、18消防施設を今後13程度に統廃合することが望ましいとする「消防施設再配置計画報告書」の提出を受けた。

しかし、その後は茨城県消防広域化推進計画への対応や電波法改正に伴う消防救急無線デジタル化への移行(大きな財政負担の発生)、さらに東日本大震災(平成23年発生)や関東・東北豪雨災害(平成27年発生)の影響等により、計画実施までには至らない状況が続いた。

(2) 計画改定の経緯

東日本大震災による下妻消防署等の損傷や関東・東北豪雨災害による石下分署等の浸水被害を背景に、当組合では水害対策を含む災害に強い消防庁舎づくりの必要性や消防施設再配置計画の事業推進についての議論が深まり、まずは老朽化の著しい住吉分署・下妻消防署・坂東消防署の建替えを進めることとし、関係市町に建設用地の確保を依頼した。

消防施設再配置計画の事業推進にあたっては、再配置計画の見直しを図り、水害リスクへの対応や古河消防署駅西出張所の開設など、策定当時(平成21年)からの状況変化に対応することとした。

また、再配置計画の見直しにあたっては、令和2年度に、適正配置をシステム工学で分析でき、数多くの消防施設再編計画等に携わって実績のある一般財団法人 消防防災科学センターに調査業務を委託し、再配置計画の実効性の検証に取り組むとともに、地域の特性や実情を理解する関係市町職員を含む20名で構成する「消防力適正配置検討部会」を設置し、消防施設の最も効果的かつ災害に強い立地場所について検討を進めた。

3 現況と課題

当組合の消防施設は、4署(消防本部[管理部門]は古河消防署に併設)・9分署・5出張所の18施設からなり、452名(令和5年4月現在:条例定数は460名)が毎日勤務及び隔日勤務の態勢で消防業務に従事している。

常時出動隊は、指揮隊1隊、消防隊19隊、救助隊3隊、救急隊13隊を配備し、その他の出動隊として、梯子隊3隊、消防隊1隊を配備し、災害に応じ運用車両を乗り換える兼務運用態勢を執りながら業務にあたっている。隊員編成は、概ね1隊あたり3名となっている。

発足時と比較し道路状況は大きく改善し、特に近年では圏域内に首都圏中央連絡自動車道が開通したことから、新たな工業団地の設立や大型物流倉庫の建設が進んでいる。また、社会状況としては、近年の少子高齢化に伴う人口減少をはじめとする地域構造の変化や地球温暖化に起因する災害的な猛暑、大型台風・線状降水帯・ゲリラ豪雨による自然災害の頻発、さらには首都圏直下型地震やパンデミックにも警戒しなければならない状況にある。

このように消防を取り巻く環境が大きく変化する中、これらに対応すべく消防力を維持するためには、災害に強い消防施設を拠点に、高度な資機材の導入とともに職員の意識や技術の向上が不可欠となっている。

当組合が設置する消防施設は18施設(現在19施設)あり、このうち17施設は昭和42年から55年までに建てられ、建築基準法においては旧耐震基準の建築物である。このため、老朽化の進行もあって東日本大震災では下妻消防署と坂東消防署が被災し、応急的な補修を余儀なくされた。

また、関東東北豪雨災害では石下分署・境分署が浸水被害を受け、さらに令和元年の台風19号では圏域内すべての一級河川が氾濫危険水位を超え、消防本部や古河消防署が活動拠点を一時的に三和分署に移転するなど、複数の消防施設において業務継続に係る大きな課題を残した。(当組合の消防施設の半数は、浸水エリア内の立地)

このように消防を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに適切に対応するためには、消防施設再配置計画に基づく事業の推進は喫緊の課題となっている。

4 消防力適正配置検討部会による基本的な考え方

本計画を策定するにあたり、システム工学に基づく消防力適正配置調査を踏まえ、再配置に対する基本的な考え方を、次のとおりまとめた。

(1) 施設の数

平成21年に策定した消防施設再配置計画では、現行18施設を13施設程度に集約することが望ましいとしたが、圏域で最も人口や住宅が密集している古河駅西口地区の消防力が危惧され、19番目の消防施設として「古河消防署駅西出張所」を整備(令和3年12月開所)したため、当該施設を含めた14施設に集約する計画に改める。

(2) 消防力強化

現在の消防隊は、搭乗人員3名で運用しているため、1口のホース延長での火災対応が常態化している。施設を統廃合することで「消防力の整備指針(消防庁)」に規定の搭乗人員4名を確保することができ、2口のホース延長が可能になるとともに安全管理の向上や多様な戦術を選択することも可能となる。

また、現在の救急隊は、消防署と分署のみの配置で出張所への配置がないため、圏域内の救急出動範囲に大きな偏りが出ている。今後、施設を統廃合することにより、圏域内の出動範囲が見直しされ、現状と比較し平均現場到着率は向上する。

(3) 水害対策

近年の気候変動から大規模な水害の可能性が増大しており、消防施設の再配置を計画する上で、浸水エリアを考慮した計画づくりは必須となっている。当圏域では7割程度が浸水エリアに含まれるため、全ての施設を浸水の無い場所に計画することは、洪水以外の災害や救急時の対応を考慮すると現実的ではない。

このため、消防力が最も集中する消防署規模の施設においては、安定した業務継続が必要なため浸水の無い安全な場所に計画する一方、消防分署においては、日常の活動を重視し消防需要と水害リスクとの両面を考慮しながら最も効果的な場所に計画することとする。

ただし、水害危険を回避できない消防分署においては、被害軽減対策を講じるとともに、水害危険に備え、業務継続計画(BCP)に従って一時的に安全な他署等に機能を移転するなど、業務を継続していく体制を敷くこととする。

(4) 施設の存続

関係市町の事情により出張所が必要な時は、当該関係市町の費用負担(施設建設費・維持管理費)により存続可能とする。

5 消防施設再配置計画

(1) 当初計画(平成21年策定)

当時の消防施設再配置計画審議会の答申内容は、「消防力の基本指針(消防庁)を踏まえ、管内の人口分布や道路ネットワークを考慮し、安全・安心の観点から12署所を整備する配置が望ましい。」及び「人口規模をより重視した場合、古河消防署管内においては1ヶ所増設し、合計13署所とする配置も考えられる。」との両論併記であった。これを受け、当組合では検討の結果、次のとおり13署所を採用することとした。

再配置計画 13署所 ⇒ 3署(本部は署と併設) + 10分署

※ 古河消防署管内①②④の地域は人口密集地域のため、半径5キロメートル圏を出動範囲とし、その他の地域は半径6キロメートル圏を出動範囲とする。

参考資料「13施設再配置計画に示された配置図」参照

【古河消防署管内】

- ① 住吉分署は災害出動も多く、今後、施設等の充実強化を図るためには、現位置では敷地も狭隘で施設の強化は難しく、道路環境等の整った西牛谷大和田線の旧古河市、旧総和町の接点付近に移設することが望ましい。古河駅周囲の住宅密集地、人口分布の多い地域、工業専用地域への迅速な災害対応が可能になる。
- ② 古河消防署は、現在の位置が望ましい。
- ③ 三和分署は、上大野出張所を統合し現在の位置が望ましい。
直近には諸川谷貝線や筑西幹線道路が計画され、隣接した地域への災害対応も可能となる。
- ④ 総和消防署は災害出動も多く、庁舎、署に面した道路も狭隘であり、今後、迅速な出動と施設の充実強化は難しい。付近は工業専用地域や住宅も多く、迅速な出動と機動力が必要で、県道境間々田線と古河総和線の交差点付近の移設が望ましい。直近には筑西幹線道路も通過する予定で、道路環境も整うことから隣接した地域への災害対応も可能となる。
- ⑤ 五霞分署は、現在の位置が望ましい。
新国道4号線に位置するので、古河市、境町へも迅速に出動でき、首都圏中央連絡自動車道も通過する予定で、インターチェンジもできることから、圏央道上の災害対応も可能となる。

【下妻消防署管内】

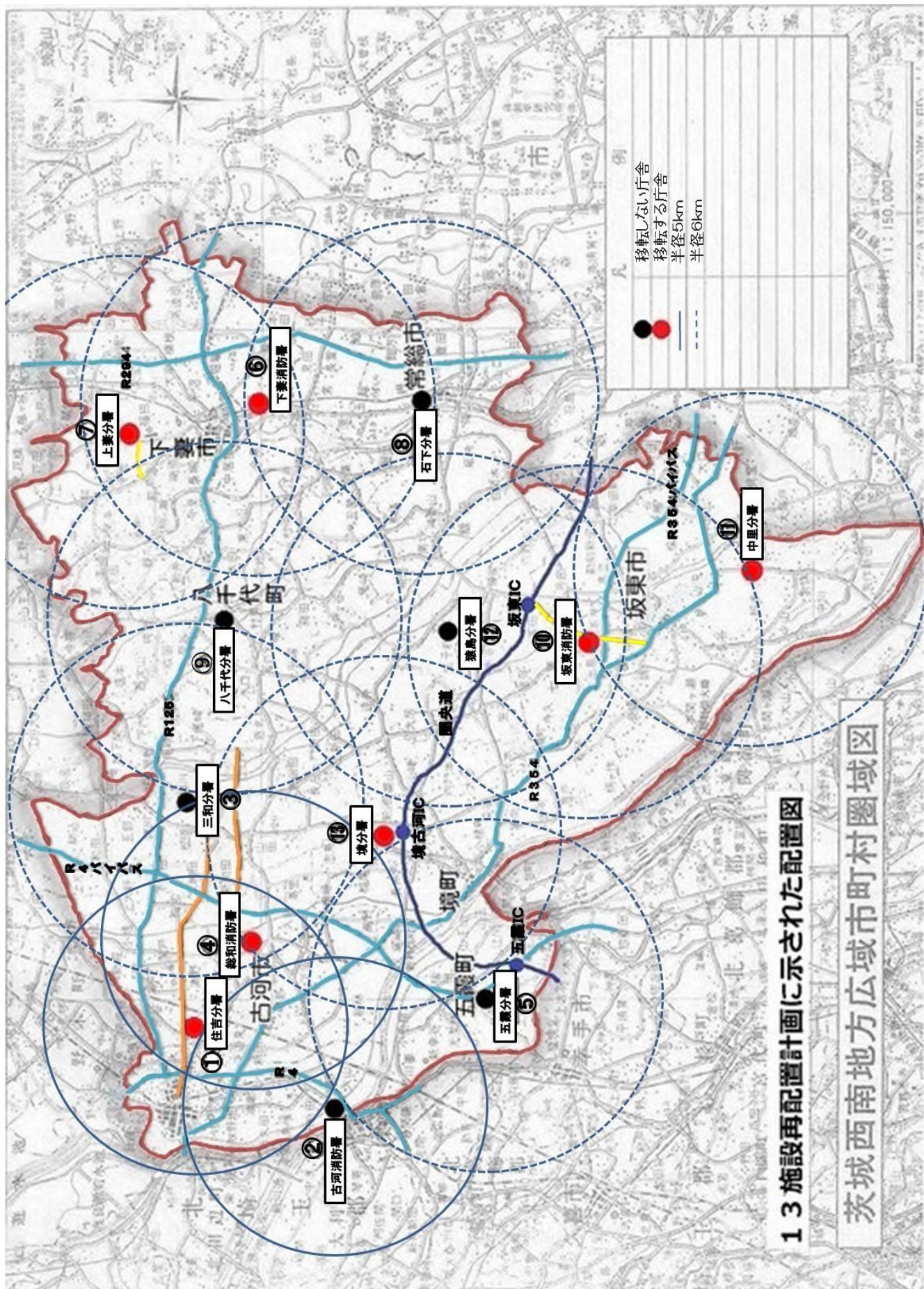
- ⑥ 下妻消防署は千代川分署、高道祖出張所を統合し谷和原筑西線の旧下妻市と旧千代川村の接点付近の配置が望ましい。市街地にも近接した位置で直近には国道125号線などの主要道路が通過し迅速な災害対応が可能となる。

- ⑦ 上妻出張所は、大木地内で計画道路の南原平川戸線と、大木地内から下妻市街地に通ずる交差点付近に配置することが望ましい。北部、北東部地域及び八千代町東部地域の災害も迅速に対応することが可能となる。
- ⑧ 石下分署は、現在の位置が望ましい。
- ⑨ 八千代分署は、現在の位置が望ましい。
旧千代川地区西部、旧三和地区東部、旧猿島地区北部地域の災害対応が可能である。

【坂東消防署管内】

- ⑩ 坂東消防署は寺久分署、飯島出張所を統合し、県道中里坂東線と計画道路の354号バイパス、沓掛橋岩井線が交差する坂東市街地付近に配置することにより、各地域への出動が迅速になると考えた。また旧猿島地区と旧岩井地区の境界付近に首都圏中央連絡自動車道が通過する予定で、インターチェンジもできることから圏央道上の災害も対応することができる。
- ⑪ 七郷出張所は、県道結城坂東線に面した中里地内に移設することが望ましい。南部、北東部地域の災害対応が可能となる。
- ⑫ 猿島分署は、空白域をカバーするため現在地付近が望ましい。
- ⑬ 境分署は、長井戸地内で国道354号バイパスや諸川谷貝線の計画道路と、県道結城野田線が交差する付近に移設することが望ましい。道路環境も良く迅速な災害対応が可能になると考えた。また、首都圏中央連絡自動車道が通過する予定で、インターチェンジもできることから、圏央道上の災害対応も可能となる。

13施設再配置計画に示された配置図（特定の位置を示すものではありません。）



(2) 改定計画について

令和2年度に一般財団法人 消防防災科学センターに消防力の適正配置調査を委託し、関係市町を1つの市とした視点から消防署所の再配置を検討するとともに、その実効性の検証や消防自動車、救急自動車等の現場到着時間の短縮に必要な拠点整備を検証しながら改定計画素案を作成し、消防施設再配置計画審議会の答申を踏まえ、次のとおり計画を見直す(改定)ものである。

消防施設の再配置を通じ、消防を取り巻く環境変化に対応するとともに、当組合の課題である消防施設の老朽化対策を講じながら、広域的かつ持続可能な消防体制の構築を目指していく。

再配置計画 14署所 ⇒ 3署(本部は署と併設)+10分署+1出張所

【古河消防署管内】

- ① 住吉分署は圏域内で最も管轄する人口や世帯数が多く、今後、施設等の充実強化を図るためには、現在地では敷地も狭隘で施設の強化は難しい。水害危険度が低く、平常時の災害に運用効果の高い古河市が提示する候補地に配置することが望ましい。また、市の中心的な役割を担う施設となるため、複数の消防隊を配置する。
- ② 古河消防署は、洪水ハザードマップにおける10m未満の洪水浸水域にあたることから水害危険度が高い。しかし、平成13年に開所した施設であることから廃止することは現実的ではないため、規模を縮小し分署規模に改めることが望ましい。
- ③ 三和分署は、古河消防署管内で最も水害危険度の低い地域にあることから、上大野出張所を統合するとともに、消防署の機能を有する施設とすることが望ましい。また、圏域の中心的な位置にあたることから、組合消防の中核機能を担う消防本部を併設することが適当と考える。
上記のとおり、消防本部を併設した消防署となると現在地では狭隘となることから、現在地付近で道路網の整った機動性の高い幹線道路付近が望ましい。
- ④ 総和消防署は交通救助が多く、機動性の高い国道4号線に近く南北への移動も迅速であり、平常時の災害を優先することから、分署規模に改め現在地付近が望ましい。ただし浸水域にあたるため浸水対策も考慮するものとする。
- ⑤ 五霞分署は、五霞町の大半が洪水浸水域であることから、水害危険を回避することは現実的ではない。そのため平常時の災害を優先し、最も運用効果の高い現在地付近が望ましい。建設時には浸水対策も考慮するものとする。
新国道4号線に近く、古河市・境町へも迅速に出動でき、首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジにも近接していることから、圏央道上の災害にも迅速に対応できる。
- ⑥ 駅西出張所は、古河市の費用負担により整備したものである。この古河駅西口地区は、古河市で最も人口や住宅が密集していることから、浸水域にあたるが平常時の災害を優先し、浸水対策を施した。

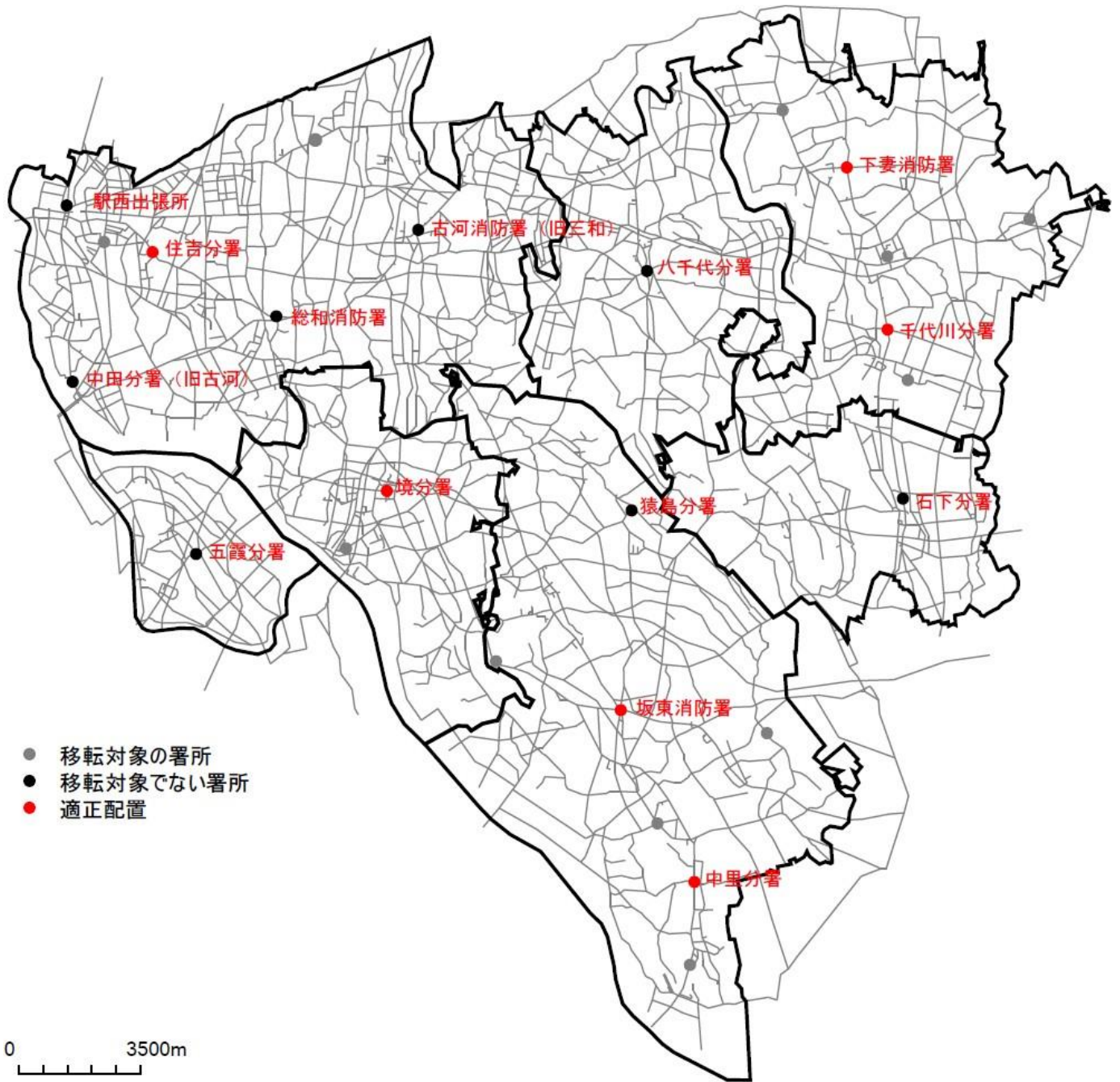
【下妻消防署管内】

- ⑦ 下妻消防署は、上妻出張所と統合し、水害危険性を重視し大木地内で南原・平川戸線と、大木地内から下妻市街地に通ずる交差点付近に配置することが望ましい。北部、北東部地域及び八千代町東部地域の、災害も迅速に対応することが可能となる。
- ⑧ 千代川分署は高道祖出張所と統合し、谷和原筑西線の旧下妻市と旧千代川村の接点付近の配置が望ましい。市街地にも近接した位置で平常時の災害を優先し、直近には国道125号線などの主要道路が通過し迅速な災害対応が可能となる。ただし、浸水域にあたるため、建設時には浸水対策を考慮するものとする。
- ⑨ 石下分署は、関東東北豪雨災害で被災しているが、平常時の災害を考慮すると、現在地付近が望ましい。ただし、浸水域にあたるため、建設時には浸水対策を考慮するものとする。
- ⑩ 八千代分署は、水害危険のないことから現在地付近が望ましい。
旧千代川地区西部、旧三和地区東部、旧猿島地区北部地域の災害対応が可能である。

【坂東消防署管内】

- ⑪ 坂東消防署は、寺久分署を統合し、県道中里坂東線と国道354号バイパス、計画道路の沓掛橋岩井線が交差する坂東市街地付近に配置することにより、各地域への出動が迅速になる。また首都圏中央連絡自動車道の坂東インターチェンジも近接しており、圏央道上の災害も迅速に対応できる。
- ⑫ 七郷出張所は、飯島出張所を統合し県道結城 坂東線に面した中里地内に移設し分署の機能を有することが望ましい。南部、北東部地域の災害対応が可能となる。
- ⑬ 猿島分署は、空白域をカバーするため現在地付近が望ましい。
- ⑭ 境分署は、上小橋（文化村）付近に設置することが望ましい。
水害危険も緩和されるが、平常時の災害を優先する。道路環境も良く迅速な災害対応が可能になり、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジにも近く、圏央道上の災害も迅速に対応できる。ただし浸水域にあたるため、建設時には浸水対策も考慮するものとする。

14署所再配置体制



6 再配置後の消防及び救急の運用効果

消防力適正配置調査による運用効果の検証は、以下のとおり。

【消防隊】

この表は、現状と14署所再配置体制の運用効果と消防需要を比較したもので、消防署から消防車両が出場し、4.5分、7分、12分及び16分以内に到着できる消防需要と平均走行時間を示し、図は署所からの走行時間を色分けしたものである。管内全域の平均走行時間は現状より0.4分長くなる。

最先到着ポンプ車の運用効果(現状)

地域名称	火災件数	到着できる火災の割合(到着率)(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	7分以内	12分以内	16分以内	
古河市	202	45	82	99	100	5.0
下妻市	113	48	78	97	100	5.1
坂東市	178	30	61	99	100	6.1
常総市(旧石下町)	63	32	61	94	99	6.4
八千代町	62	18	46	98	100	7.1
五霞町	26	56	86	100	100	4.6
境町	111	46	72	99	99	5.2
全域	755	39	70	98	99	5.6

※到着率は小数点第1位、平均到着時間は小数点以下第2位でそれぞれ四捨五入して表示している。



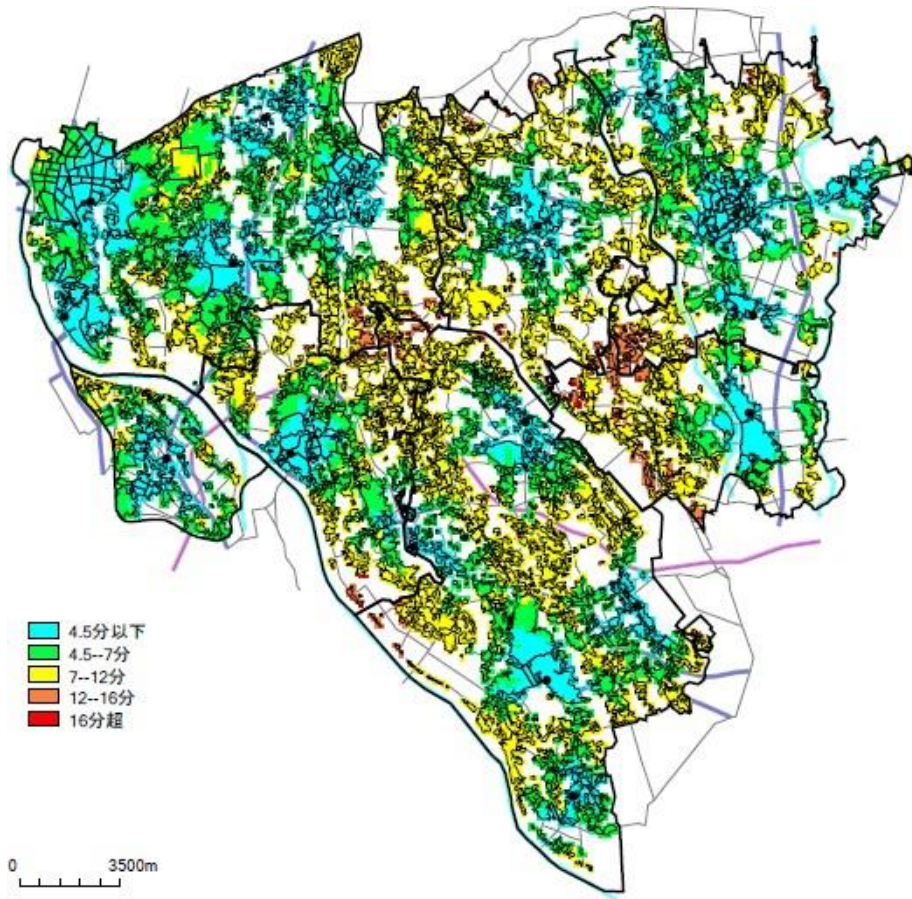
最先到着ポンプ車の運用効果(14署所再配置体制)

地域名称	全火災件数	到着できる火災の割合(到着率)(累積.%)				平均走行時間(分)
		4.5分以内	7分以内	12分以内	16分以内	
古河市	202	55 (1)	81 (-2)	99 -	100 -	4.8 (-0.2)
下妻市	113	25 (-23)	63 (-15)	92 (-5)	99 (-1)	6.7 (1.6)
坂東市	178	24 (-6)	58 (-3)	95 (-4)	99 (-1)	6.7 (0.6)
常総市(旧石下町)	63	32 -	61 -	94 -	99 -	6.4 -
八千代町	62	18 -	43 (-3)	96 (-2)	100 -	7.3 (0.2)
五霞町	26	56 -	86 -	100 -	100 -	4.6 -
境町	111	33 (-13)	69 (-3)	95 (-4)	99 -	6.0 (0.8)
全域	755	35 (-6)	67 (-4)	96 (-2)	99 -	6.0 (0.4)

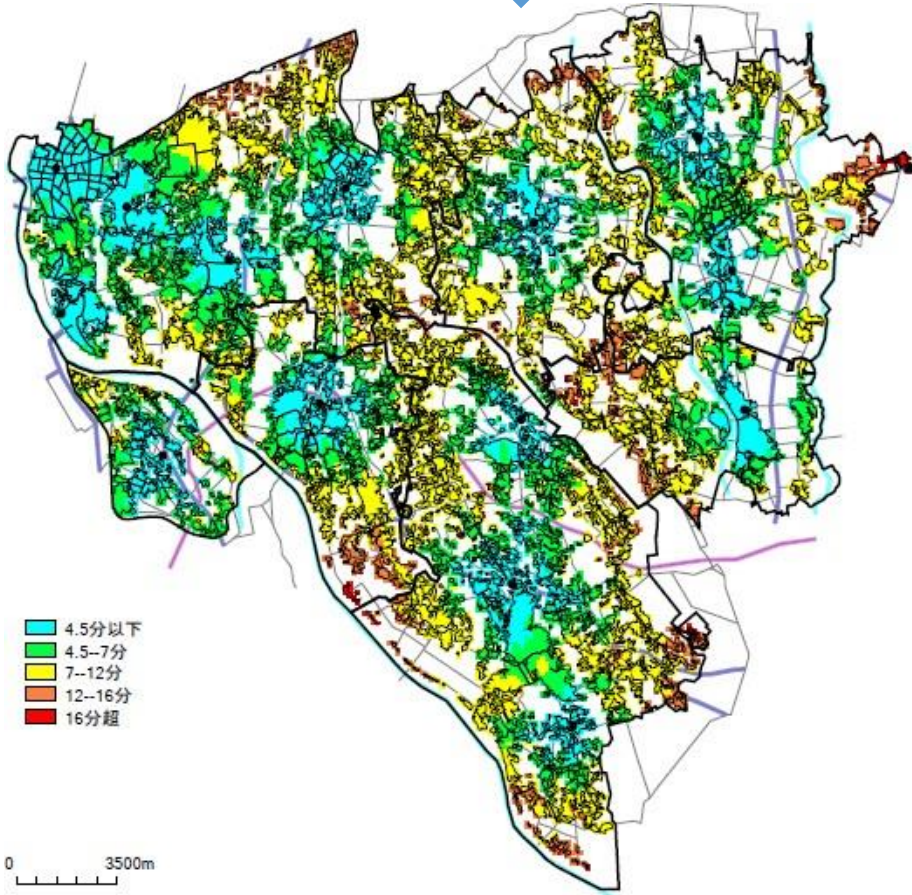
※括弧内は駅西開設後の運用効果との差分、到着率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

○ポンプ車の走行時間分布図

【現 状】



【配置後】



【 救急隊 】

救急車は、各消防署及び分署に各1隊、計13隊が配備されている。救急車が5分、7.5分、10分、15分以内及び20分以内に到着できる救急事案の比率（到着率）と平均走行時間を示し、地域ごとの走行時間を色分けした図である。管内全域の走行時間は、現状より0.3分短縮される。また、各消防署に配備された非常用救急車を駅西出張所、下妻・坂東署で2 隊編成とし16隊で運用すると現状より1.0分短縮される。

救急車の運用効果（現状）

地域名称	救急件数	到着できる救急事案の割合(到着率)(累積. %)					平均走行時間(分)
		5分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	20分以内	
古 河 市	18,411	15	61	90	99	100	7.2
下 妻 市	6,004	23	53	71	93	99	8.2
坂 東 市	6,680	11	40	69	92	98	9.0
常総市(旧石下町)	2,917	24	53	77	98	100	7.6
八 千 代 町	2,626	8	33	68	99	100	8.7
五 霞 町	1,398	40	85	100	100	100	5.6
境 町	3,500	40	72	95	99	100	6.0
全 域	41,536	18	56	82	97	99	7.6

※到着率は小数点第1位で、平均到着時間は小数点以下第2位でそれぞれ四捨五入して表示している。



救急車の運用効果（14 署所再配置体制・駅西なし）

地域名称	救急事案件数	到着できる救急事案の割合(カバー率)(累積. %)					平均走行時間(分)
		5分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	20分以内	
古 河 市	18,411	20 (5)	54 (-7)	89 (-1)	99 -	100 -	7.1 (-0.1)
下 妻 市	6,004	18 (-5)	64 (11)	83 (12)	99 (6)	99 -	7.2 (-1.0)
坂 東 市	6,680	25 (14)	59 (19)	82 (13)	99 (7)	100 (2)	7.1 (-1.9)
常総市(旧石下町)	2,917	20 (-4)	52 (-1)	77 -	99 (1)	100 -	7.7 (0.1)
八 千 代 町	2,626	8 -	34 (1)	70 (2)	99 -	100 -	8.6 (-0.1)
五 霞 町	1,398	40 -	83 (-2)	100 -	100 -	100 -	5.6 -
境 町	3,500	10 (-30)	56 (-16)	87 (-8)	99 -	99 (-1)	7.6 (1.6)
全 域	41,536	20 (2)	56 -	85 (3)	99 (2)	99 -	7.3 (-0.3)

※括弧内は駅西開設後の運用効果との差分、到着率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

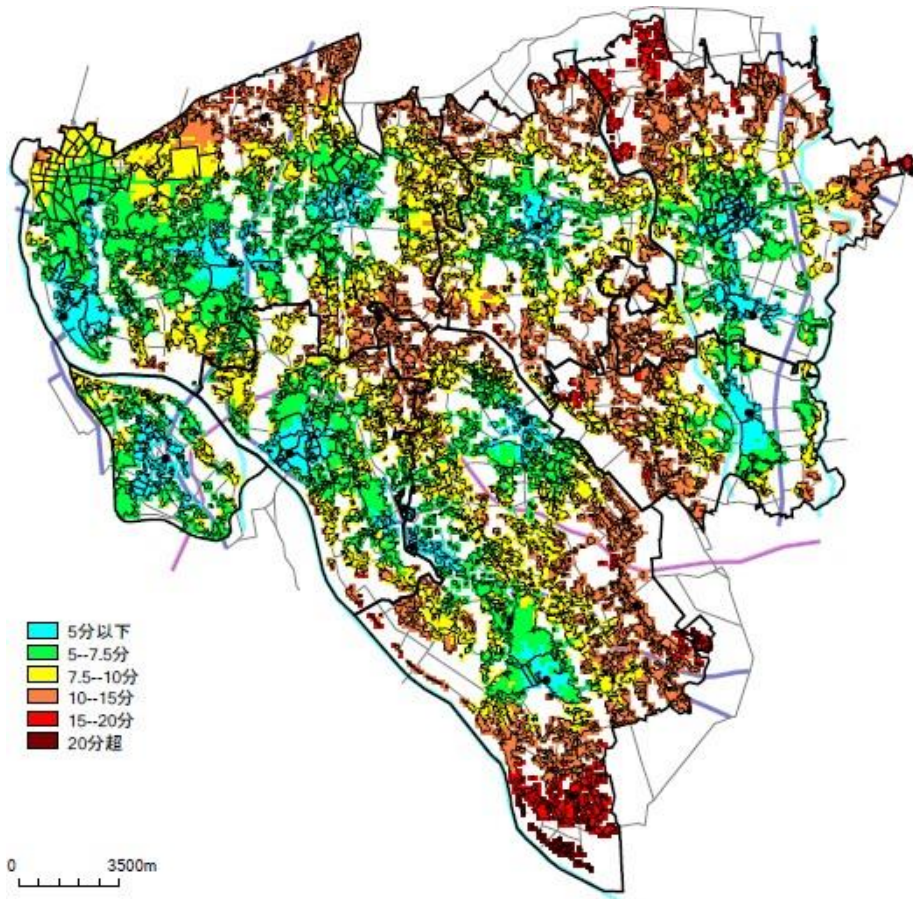
救急車の運用効果（14 署所再配置体制・駅西あり）

地域名称	救急事案件数	到着できる救急事案の割合(カバー率)(累積. %)					平均走行時間(分)
		5分以内	7.5分以内	10分以内	15分以内	20分以内	
古 河 市	18,411	47 (32)	80 (19)	94 (4)	99 -	100 -	5.7 (-1.5)
下 妻 市	6,004	18 (-5)	65 (12)	84 (13)	99 (6)	99 -	7.2 (-1.0)
坂 東 市	6,680	25 (14)	59 (19)	82 (13)	99 (7)	100 (2)	7.1 (-1.9)
常総市(旧石下町)	2,917	20 (-4)	52 (-1)	77 -	99 (1)	100 -	7.7 (0.1)
八 千 代 町	2,626	8 -	32 (-1)	69 (1)	99 -	100 -	8.7 -
五 霞 町	1,398	40 -	83 (-2)	100 -	100 -	100 -	5.6 -
境 町	3,500	10 (-30)	56 (-16)	87 (-8)	99 -	99 (-1)	7.6 (1.6)
全 域	41,536	32 (14)	67 (11)	87 (5)	99 (2)	99 -	6.6 (-1.0)

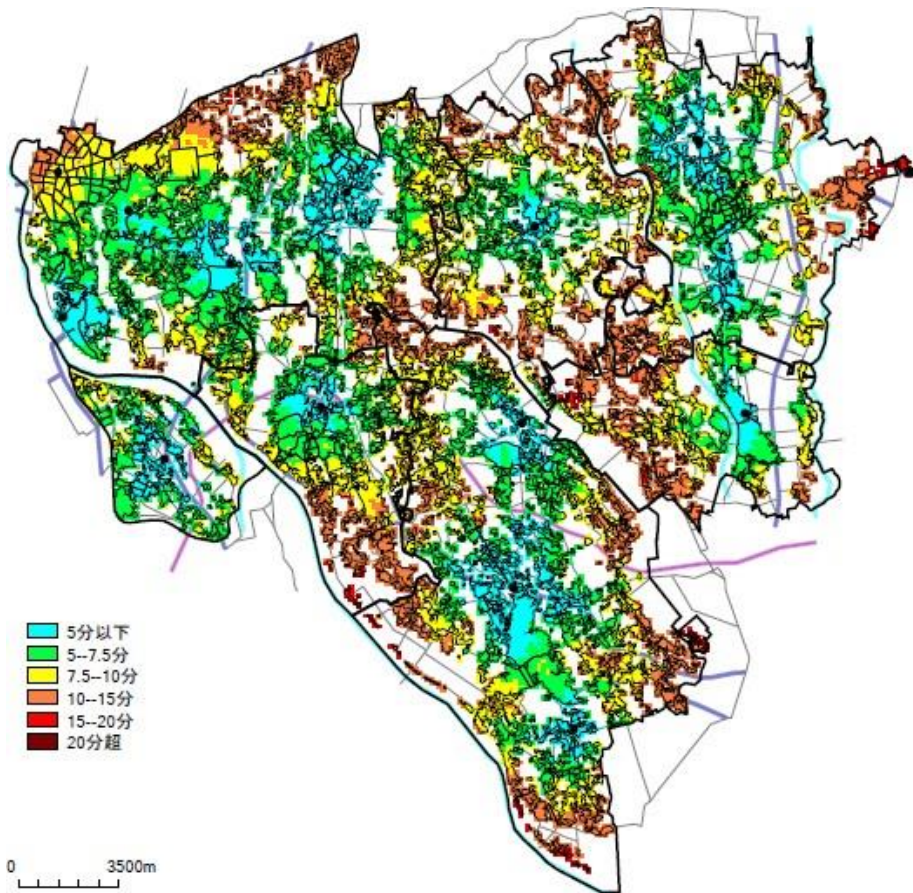
※括弧内は駅西開設後の運用効果との差分、到着率は0.5%、平均到着時間は0.05分より小さな変化は「変化無し」、大きな変化は四捨五入して表示している。

○救急車の走行時間分布図

【現 状】



【配置後】



7 計画の実施にあたって

消防施設再配置の完了までには数十年に及ぶ長期の事業期間が見込まれるため、この間の状況変化に対応するため、消防施設再配置計画審議会の答申内容を踏まえ、次の事項に留意し進めていくこととする。

- (1) 地域情勢の変化に伴い計画の見直しが必要となる場合は、柔軟な対応を検討する。
- (2) 運用効果の検証において、実際の道路事情はその結果を左右する。再配置の効果が発揮されるよう道路網の現況を良く調査し、必要に応じ関係市町等にその整備を働き掛ける。
- (3) 整理統合となる施設の廃止時期は、統合先施設の運用効果を再確認し、最大5年間の猶予期間を設ける。
- (4) 常総地方広域市町村圏事務組合から合併を含む消防広域化の申し入れがあることを踏まえ、常総広域消防本部との管轄境界付近に位置する施設については、その結果が出るまで判断を留保する。

《参考資料》

① 消防力の整備指針 平成 12 年 1 月 20 日消防庁告示第 1 号【抜粋】

(改正：平成31年3月29日 消防庁告示第4号)

市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。

このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化等を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

さらに、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。

《基本理念》

市町村は、住民の消防需要に的確に対応するため、次の各号に掲げる事項に配慮しつつ、消防力を整備するものとする。

- 1 消防職員がその業務を的確に実施するために必要な職務能力を有するとともに、相互に連携した活動を行うことができるようにすること等により、総合的な消防力の向上を図ること。
- 2 災害の複雑・多様化に対応した警防体制、防火対象物の大規模・複雑化、危険物の多様化等に対応した高度かつ専門的な予防体制及び救急需要の増加等に対応した救急体制その他の適切な消防体制の整備を図ること。
- 3 災害対応における地域の防災力を高めるため、消防団の充実強化、災害情報の伝達等に必要な資機材の整備等を図るとともに、消防機関、市町村の防災部局、自主防災組織等が相互に連携を深めること。

- 4 大規模な災害や武力攻撃事態等に対応するため、他の市町村、都道府県及び関係機関と広域的な協力体制を確保するとともに、住民の避難誘導等を的確に実施すること。

《施設に係る指針》

○署所の数

- 1 市街地には、署所を設置するものとし、その数は、別表第1に掲げる市街地の区域内の人口について別表第1に定める署所の数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等の特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が30万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口30万単位の地域に分割し、当該分割に係る地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第1に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする。
- 3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することができる。

○動力消防ポンプの数

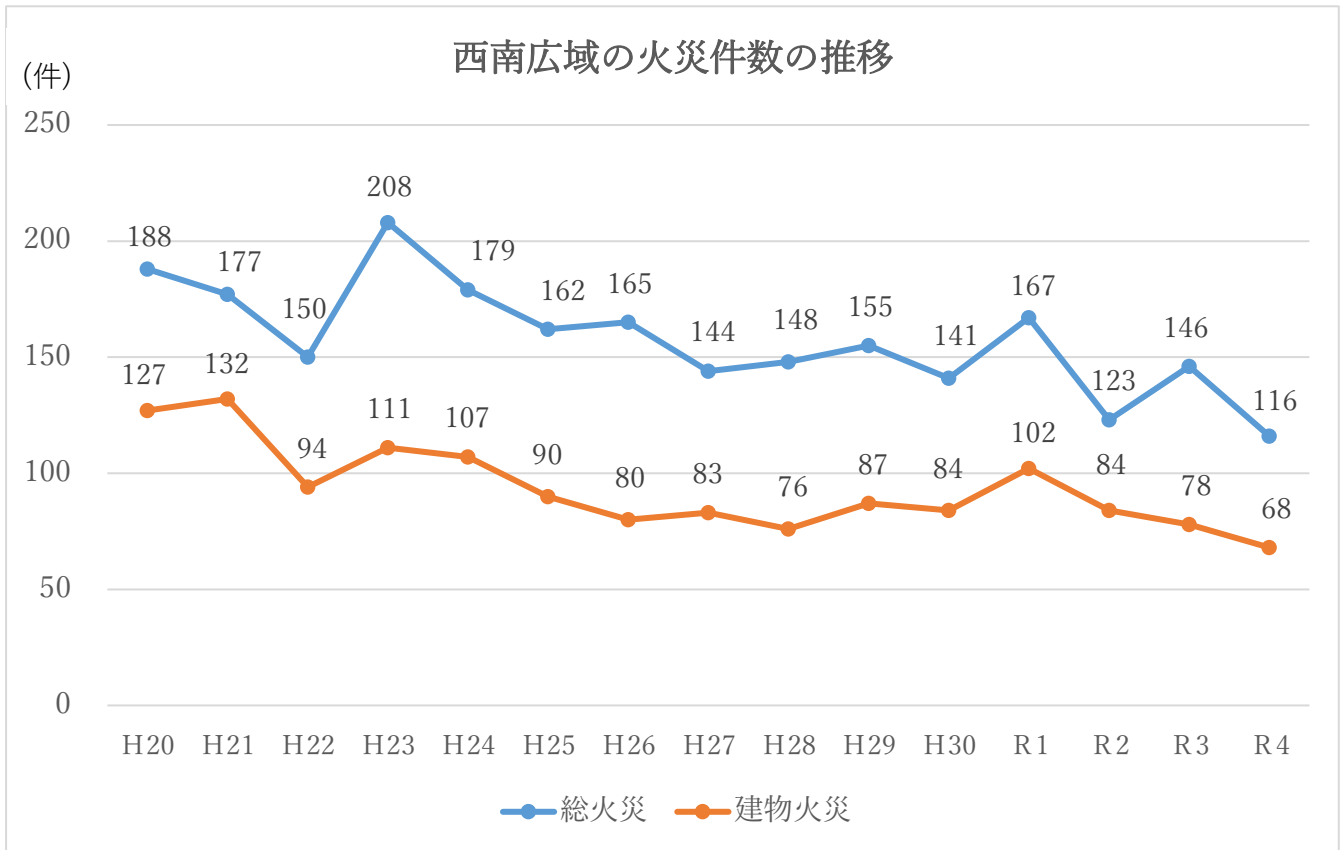
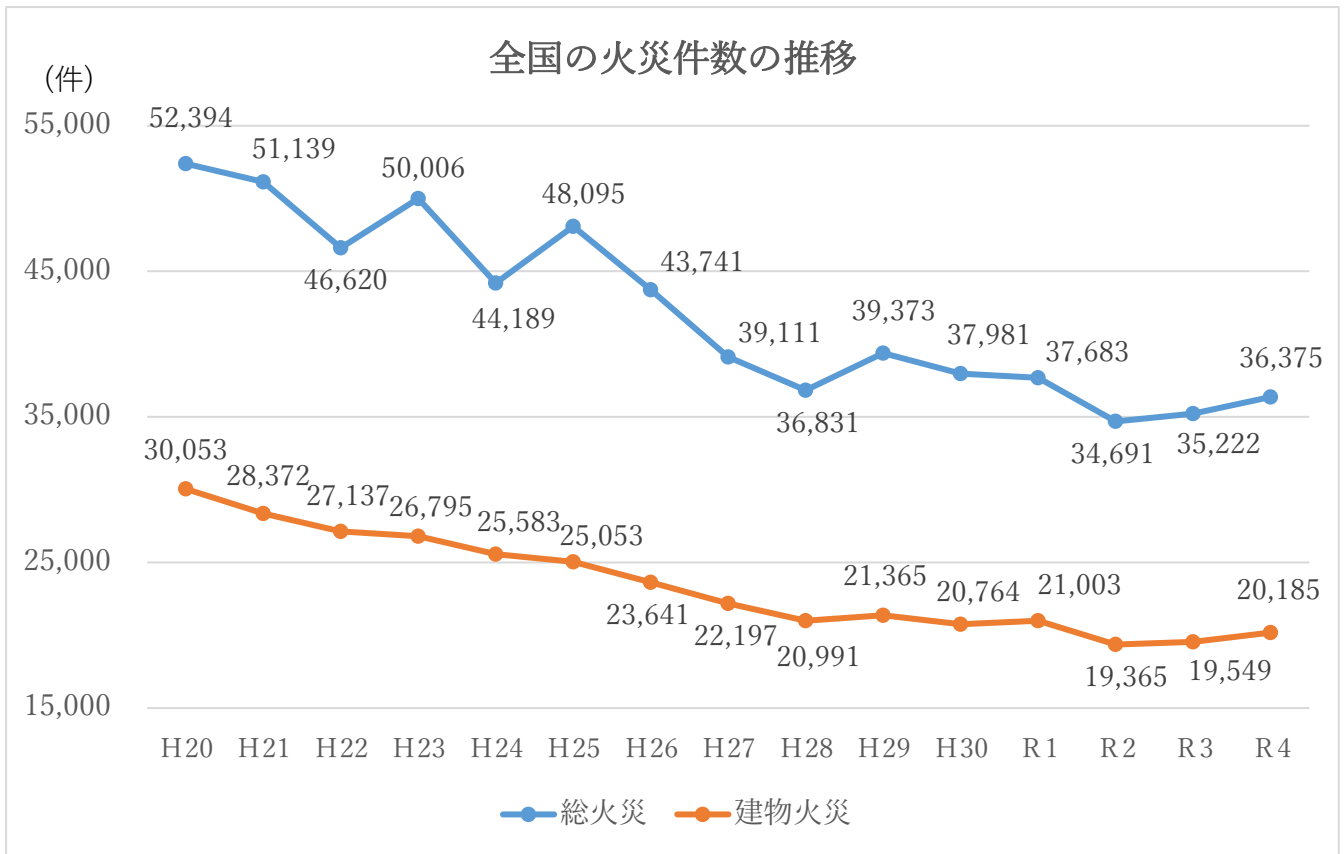
- 1 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は、別表第3に掲げる市街地の区域内の人口について別表第3に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。
- 2 （省略）
- 3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第6に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。
- 4 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

② 類似消防本部との比較

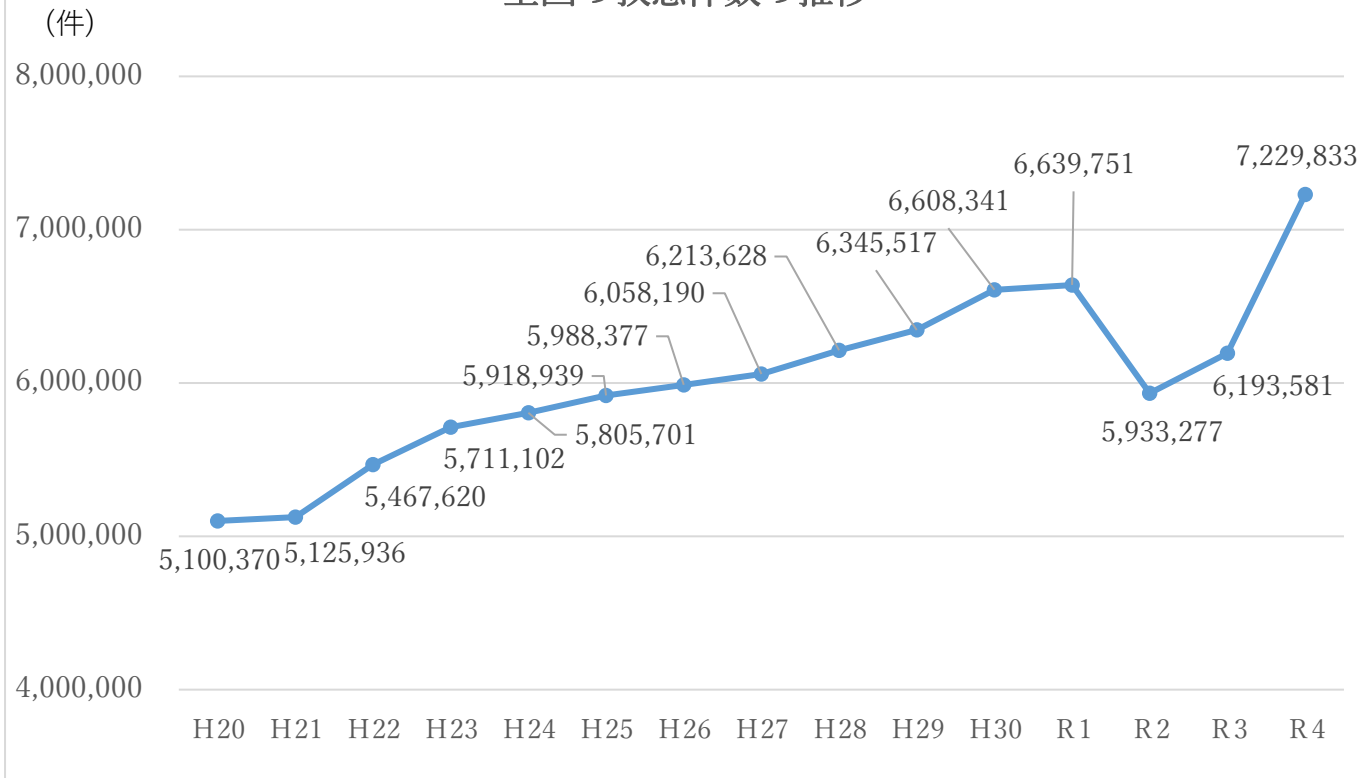
消防本部名	人口(人)	全面積(km ²)	可住地面積(km ²)	消防職員定数(人)	消防署所数	火災件数	救急件数	救助件数	ポンプ車等	はしご車	救急車	救助工作車
山形市消防本部	271,117	474	220	258	7	46	11,170	96	12	3	8	3
筑西広域消防本部	200,665	451	364	300	10	115	8,859	32	16	2	10	1
稲敷地方広域消防本部	291,555	550	429	410	9	123	13,678	187	21	3	10	3
茨城西南広域消防本部	319,645	500	457	460	18	141	14,052	144	23	3	13	3
小田原市消防本部	298,337	494	164	365	11	81	16,588	186	20	2	10	3
金沢市消防本部	451,817	469	192	426	12	78	19,485	200	17	3	9	2
福井市消防本部	263,109	536	218	356	19	57	10,376	214	23	4	9	2
大津市消防本部	342,695	465	123	333	10	79	17,265	209	15	4	10	3
松江市消防本部	201,887	573	164	260	8	54	9,095	120	16	2	13	2
宇部・山陽小野田消防本部	227,735	420	215	298	8	79	10,140	83	18	2	9	4
久留米広域消防本部	457,888	468	338	429	12	141	21,016	399	22	4	17	5
平均	302,405	491	262	354	11	90	13,793	170	18	3	11	3

※出典：令和元年版全国消防長会統計(平成31年4月1日現在)

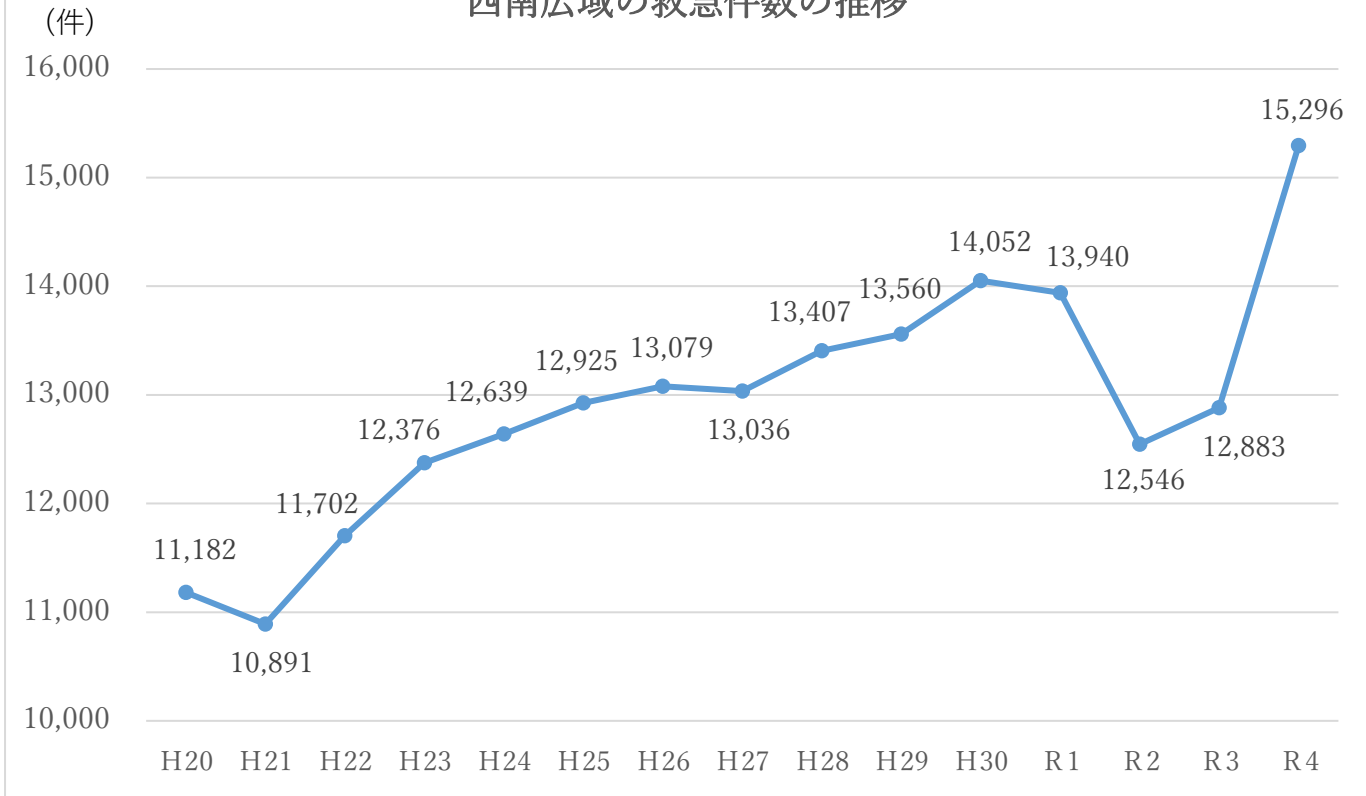
③ 火災・救急件数の推移（全国・西南広域）



全国の救急件数の推移



西南広域の救急件数の推移



④ 計画策定までの経過

◆消防力適正配置検討部会による素案づくり

会議	開催	議事内容
第1回	令和2年8月24日	(1) 検討部会設置の経緯 (2) 消防署所の概要について (3) 消防力適正配置調査(第1回)報告について
第2回	令和2年10月28日	(1) 消防力適正配置調査(第2回)報告について (2) 施設規模等について
第3回	令和3年1月12日	(1) 消防力適正配置調査(第3回)報告について
第4回	令和3年2月18日	(1) 消防力適正配置調査報告書(案)について (2) 今後のスケジュールについて

◆消防施設再配置計画審議会による審議・答申

会議	開催	議事内容
第1回	令和3年12月22日	◎ 諮問〈令和3年12月22日〉 (1) 再配置計画審議会条例について (2) 西南広域消防本部の現況について (3) 質疑応答
会議中断（コロナウイルス感染予防対策）		
第2回	令和5年8月7日	(1) 改定の背景と目的について (2) 現行計画(平成21年策定)の概要について (3) 消防施設の現況について (4) 改定素案の内容について (5) 質疑応答及び改定素案に対する意見等について
第3回	令和5年9月28日	(1) 前回質問に対する回答 (2) 質疑応答及び改定素案に対する意見等について
第4回	令和5年11月28日	(1) 答申(案)の検討 ◎ 答申〈令和5年12月12日：4つの付帯意見〉

◆パブリックコメント

意見募集の期間	意見の件数	摘要
令和6年1月10日～29日	3件	審議会答申を反映した改定案を作成し、パブリックコメントに付した。

◆管理者会による決定（令和6年2月1日）

⑤ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防施設再配置計画審議会条例

平成 20 年 2 月 20 日

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 茨城西南地方広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の消防施設（以下「消防施設」という。）の再配置計画等に関する事項を審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防施設再配置計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、管理者の諮問に応じ、消防施設の再配置計画等に関し必要な調査及び審議を行い、答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから管理者が委嘱する。

- (1) 茨城西南地方広域市町村圏事務組合規約(昭和 46 年地指令第 296 号)第 2 条に規定する組合を組織する市町の住民代表者 7 人以内
- (2) 学識経験者 6 人以内
- (3) 議会代表者 7 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から諮問事項に係る答申が終了した日までとする。

2 委員に欠員を生じたときは、速やかに前条の規定に基づき補欠委員を選出しなければならない。

(役員)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、半数を超える委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、組合の事務局において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

⑥ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防施設再配置計画審議会 委員名簿

(順不同:敬称略)

区 分	氏 名	所 属	摘 要
住民代表	飯 田 明	古河市	副会長
	粟 野 新 也	下妻市	
	鈴木 功 (第2回から) 平 勢 整	坂東市	
	平 間 武	常総市	
	生 井 隆 (第2回から) 青 木 良 夫	八千代町	
	岡 野 吉 雄	五霞町	
	篠塚 松 男 (第2回から) 加 藤 正 則	境町	
学識経験者	古 屋 秀 樹	東洋大学教授	会長
	寺 田 孝 行 (第2回から) 菅 谷 保 夫	元消防長	
	皆 葉 清 (第2回から) 古 沢 寛	元下妻消防署長	
	染 谷 邦 男	元坂東消防署長	
	内 田 信 一	元古河市消防団長	
	加 藤 正 則 (第2回から) 金久保 恒 夫	元境町消防団長	
議会代表者	鈴木 隆 (第2回から) 青 木 和 夫	組合議員(古河市議会議員)	
	小 竹 薫	組合議員(下妻市議会議員)	
	林 順 藏	組合議員(坂東市議会議員)	
	草 間 典 夫 (第2回から) 茂 田 信 三	組合議員(常総市議会議員)	
	大久保 敏 夫	組合議員(八千代町議会議員)	
	樋 下 周一郎	組合議員(五霞町議会議員)	
	斉 藤 政 雄	組合議委(境町議会議員)	

⑦ 茨城西南地方広域市町村圏事務組合 管理者会名簿

(茨城西南地方広域市町村圏事務組合同規約 第10条及び第14条)

役 職	氏 名	摘 要
管 理 者	針 谷 力	古河市長
副管理者	菊 池 博	下妻市長
副管理者	木 村 敏 文	坂東市長
副管理者	神 達 岳 志	常総市長
副管理者	野 村 勇	八千代町長
副管理者	知 久 清 志	五霞町長
副管理者	橋 本 正 裕	境町長